

中頓別町環境基本計画

“かけがえのないふるさと”へ

—いま、わたしたちにできること—

私たちは、森と川のめぐみが いっぱいの自然のなかで 暮らしていける、豊かで 美しく、そして元気な “かけがえのない ふるさと” を つくっていきます。

そして、その大切な宝ものを こどもたちの未来のためにしつかりとつないでいきます。

平成23年4月

中頓別町

目 次

第1章 環境基本計画策定の基本的考え方	・・・	1
第1節 環境基本計画の目的、役割、位置付け	・・・	1
第2節 各主体の役割	・・・	2
第3節 めざす、ふるさと中頃別の将来像	・・・	3
第2章 環境政策の基本理念	・・・	4
第1節 共生	・・・	4
第2節 元気	・・・	4
第3節 つながる	・・・	5
第4節 生物多様性	・・・	6
第3章 基本方針	・・・	7
第1節 森	・・・	7
第2節 川	・・・	7
第3節 食	・・・	8
第4節 遊び	・・・	9
第5節 子ども	・・・	10
第6節 地元学	・・・	11
第7節 生物多様性	・・・	12
第4章 今わたしたちにできること（施策体系と主な事業）	・・・	14
第1節 政策の展開方針	・・・	14
第2節 みどりの政策	・・・	15
第3節 水の政策	・・・	18
第4節 うるおいの政策	・・・	20
第5節 やさしさの政策	・・・	23
第6節 ふれあいの政策	・・・	27
第5章 計画の推進	・・・	32
第1節 町民活動の支援と参加機会の確保、意見反映	・・・	32
第2節 情報収集と調査研究	・・・	32
第3節 推進体制の整備等	・・・	33
第4節 計画の進行管理と見直し	・・・	33
第5節 行動計画	・・・	33
第6節 その他計画の推進に必要な事項	・・・	34

第1章 環境基本計画策定の基本的な考え方

第1節 環境基本計画の目的、役割、位置付け

(1) 計画の目的と役割

この計画は、中頓別町環境基本条例で定められた基本的な考え方に基づき、豊かな自然など良好で快適な環境の保全と、それをさらに豊かなものにしていくための創造的な活動に取り組むために策定するものです。

町民、事業者、町、旅行者等のそれぞれの責任と義務を明らかにするとともに、環境の保全と創造に関する施策の基本となる事項を定めることで、施策を総合的かつ計画的に推進し、中頓別の自然と地域文化を守り育てていきます。

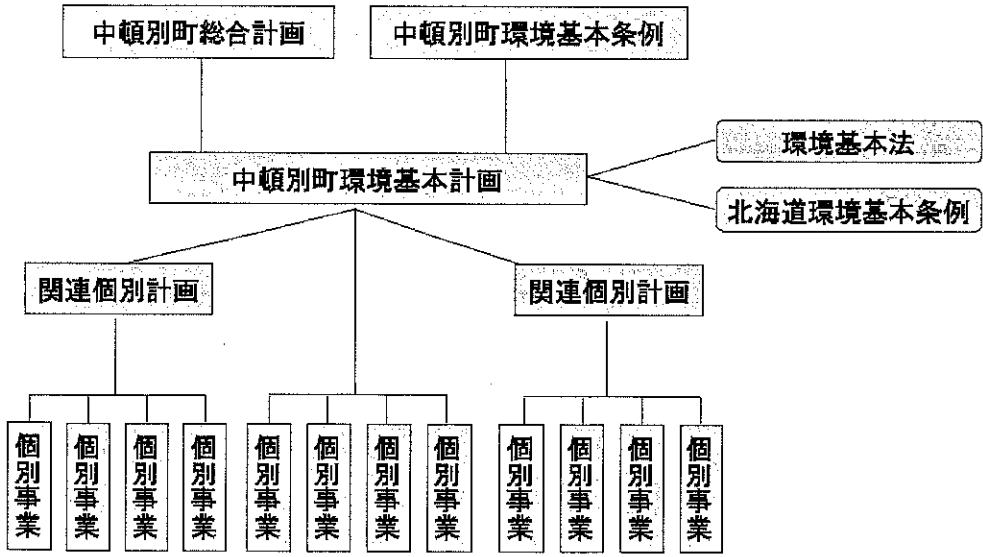
ふるさとへの思いとは、失った感傷的な郷愁などではなく、かけがえのない美しいふるさとを創っていくために町民が共有しなければならない理念であり具体的な行動を引き出していく力の源です。私たちは、その思いを環境基本計画に託します。

この中頓別町環境基本計画では、ふるさと中頓別に暮らす私たちが豊かな環境を保全・創造していくため、目標となる将来像を示し、その実現のための行動を多面的に考え提案していきます。

純農山村地域の自然特性、町民性、そして歴史や文化などを十分に踏まえた独自性のある計画をつくり、町がひとつになって、“かけがえのないふるさと中頓別”を創っていきます。

(2) 計画の位置付け

この「中頓別町環境基本計画」は、中頓別町環境基本条例（以下「条例」という。）第5条に基づく計画です。環境の保全と創造に関する長期的な目標、及びその目標を実現するための計画的かつ具体的な取組について定めます。



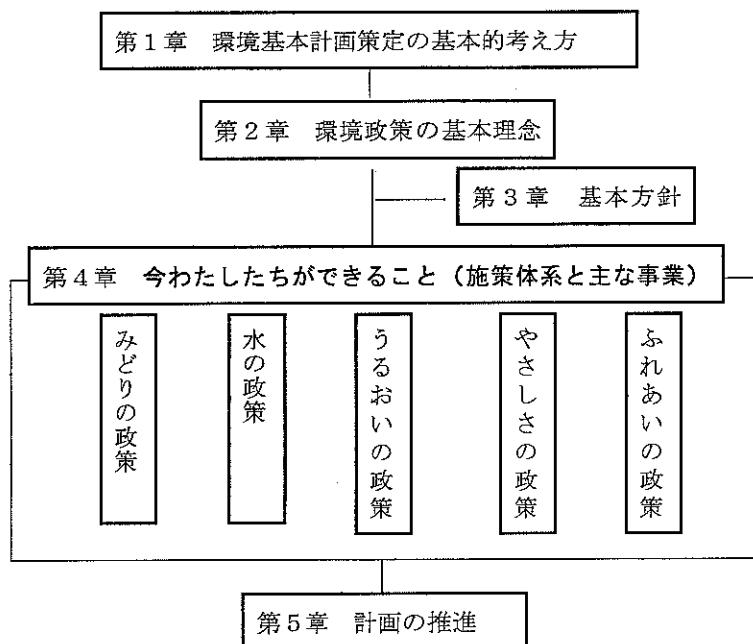
(3) 計画の期間

環境基本計画は、幅広い分野にまたがるとともに、地球温暖化対策や生物多様性の保全のように長期的な視点に立って取り組むことが必要です。

また、環境基本計画は最も重要な個別分野計画のひとつであることから総合計画と一体性を持って取り組むことが必要です。総合計画については、現計画が平成23年度で終了し、平成24年度からは第7期総合計画が始まる予定です。

このようなことから、この環境基本計画の計画期間は、平成23年度から第7期総合計画の終了年度までの期間（現時点の想定では平成33年度までの11年間）とします。

(4) 計画の構成



第2節 各主体の役割

(1) 町民

町民は、その日常生活に伴う環境への影響を減らし、快適で良好な環境の保全と創造に努めます。

町民等で組織し町内で活動する団体(以下「町民団体」という。)は、それぞれの目的のための活動に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、環境の保全と創造に自ら努めます。

町民及び町民団体は、町が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力するよう努めます。

(2) 事業者

事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害の防止又は自

然環境の適正な保全のために、その責任において必要な措置を講ずるよう努めます。

事業者は、生態系の保全や景観等に影響を与える事業を行う場合、町民に対して情報提供に努めるとともに、町民の意向を十分踏まえて実施するよう努めます。

上記のほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全と創造に資するよう自ら積極的に努め、その事業活動に係る環境の保全と創造に関する情報の自主的な提供に努めるとともに、町が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力するよう努めます。

(3) 町

町は、環境の保全と創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実施しなければなりません。

町は、環境の保全と創造のため、環境に影響を及ぼすと認められる施策を計画し実施する場合は、基本的な考え方従い、環境への影響が減少するよう配慮しなければなりません。

町は、町が行う事業の実施に当たっては、自らが率先して環境に配慮し、将来にわたる環境の保全等に取り組むための計画を定め、実行しなければなりません。

町は、町の施策に限らず、生態系の保全や景観等に影響を与える事業に関する情報の収集に努め、必要と認める場合はその情報を町民にも提供し、町民の意見等が反映されるよう必要な措置を講じなければなりません。

(4) 旅行者等の責務

通勤、通学又は旅行等で本町に滞在する者は、条例第7条に定める町民の責任と義務に準じ環境保全等に努めます。

第3節 めざす、ふるさと中頓別の将来像

① 共生

豊かな森と川の恵みを大切にして、自然 めざす将来のすがた
といっしょに暮らしていきます

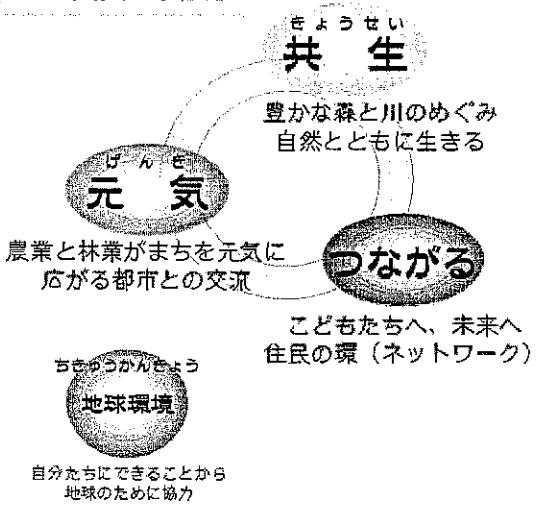
② 元気

しっかりした農林業でまちの元気を取り戻し、都市と交流しながら持続可能な地域をつくっていきます

③つながる

“かけがえのないふるさと”をこどもたちへつないでいく人と人、人と自然の環

(わ)をつくっていきます



第2章 環境政策の基本理念

第1節 共生

頓別川流域の豊かな森と川のめぐみを大切にして、その自然と共生した暮らしと中頓別らしい地域文化を創造します。

(1) 優れた自然と身近な自然を見極め、優れた自然については保全管理を進め、身近な自然是その活用を積極的に図る

- 掬水の高山植物群や天然記念物の鍾乳洞、藤山の鉄道林などは優れた自然と位置づけ保護・保全計画のもと、その魅力を伝えつつ価値を高めていく必要がある。
- 市街地に近い森や小川を身近な自然と位置づけ、環境教育や森林療法、自然散策の活用を進める。

(2) 安全・安心でおいしい飲み水の確保や、川の生態系の復活を見通した水環境の再生・創出に向けた取組みを行う

- この町の水源である平賀内川上流域を水を育む森として、保全や客土を出さない林業方法の見直しなどを行い、「おいしい水」の確保を継続する。
- 下水道や合併浄化槽整備の普及率を上げ、生活用水による河川の汚濁を防ぐ。
- 川の生態系を崩さない、また再生させる河川整備を軸とし、河川空間にうるおいと安らぎを持たせる。

(3) 市街地に存在する遊休地などの緑化を進め、うるおいのある生活空間づくりを行う

- 市街地整備計画に含まれるポケットパーク構想や街路樹の設置などにより、街中(まちなか)のみどりを増やす。
- 寺院や神社にある緑を回廊で結び、季節感が感じられる町並みの演出を図る。

(4) 頓別川やその支流の河川整備や管理のあり方を地域住民が積極的に提案する姿勢を持つ

- 近隣町村とで流域会議を開催し、河川の整備事業などで工法などを提案できる組織をネットワーク化する。

第2節 元気

自然との調和のなかで農林業の振興を積極的に進め、その多面的な機能を最大限に引き出し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な地域社会を創造します。

(1) 国有林や民有林の放置林などの整備を促し、山のチカラの復活をめざす

- これまでの林業のカタチである、木材生産のみではなく、森林生態系の保全管理を維持させる森林経営を行い、森林の持つ公益的機能を重視した森づくりを進める。
- 農地で利用に適さない場所に植林するなど、地域特性を活かした森林整備活動の活性化を図る。
- 民有林の森林整備に係る基本的な計画である町森林整備計画の策定を進めるとともに、国有林の森林整備計画に対して意見を付し、水源かん養機能や災害防止機能、あるいは景観の配慮など、公益的な機能を備えた森林の伐採についてはしっかりととした考えを要望できる体制を整える。

(2) 「循環」を基本とした農業生産活動を軸に、環境重視の基本産業につなげる

- 本町の酪農業には、家畜糞尿・洗浄剤などの課題があるが、現施設の有効活用や他の処理方法の積極的な試行、研究を進め、環境への負担を軽減する取り組みが求められている。

(3) 農山村の豊かな景観を保全・創造し、都市との交流を進める

- 純酪農地帯である中頓別町独特の景観に生活や文化のエッセンスを加えた総合的な魅力を発信するとともに、グリーンツーリズムやエコツーリズムなど都市との新たな交流のカタチを提案する。
- 団塊世代の移住定住を視野において「新時代のまちづくり」を視野に入れ、新しい産業や文化を形づくる。

第3節 つながる

かけがえのないふるさとを子どもたちにつないでいくため、子どもと子どもを育てる人のための良好な環境づくりを積極的に推進します。

町民が主体となることを基本に、町民、事業者、旅行者等及び町がそれぞれの役割を踏まえ日常生活や事業活動で積極的に推進します。

環境の保全と創造が、地球上で暮らすすべての人々の共通の課題であることを認識し、地域を超えた協力の下に推進します。

(1) こどもたちに“かけがえのないふるさと”を伝える

- 町の自然やくらしの現状・課題をこどもたちに伝え、次代を担う彼らにも遊びや学習を通して深く考えてもらう機会を増やす。
- そのためには、様々な主体（地域・学校・行政）での取組みが大切であるが、バラバラでは機能しないため、ネットワーク化を図ることが重要である。

(2) 町民主役

目標を達成するための行動は多種多様であることが望ましいですが、あくまでもその主体は町民であるべきです。行政や企業が率先した取り組みでは、自発性が育ちにくいからです。小さな活動であっても、直接手応えが感じられる息の長いものをめざします。

(3) パートナーシップ

町民が主役になって進めていくことが基本ですが、行政もしっかりと役割を明らかにしてそのために必要な施策を進めるとともに、町民のパートナーとして、いっしょにこの計画の実現をめざしていきます。

- 地域、学校、行政などそれぞれができるところからはじめて、さらに協力し合って目標を実現する。
- 環境ボランティア活動を積極的に推進する。
- 学習会や研修会の開催などをとおして住民の参加やネットワークをつくる。
- 住民主体の活動が行われる背景には、行政の支援が不可欠である。これまで事務局的なしごとをすることが多かったが、これからはそれぞれの独立した組織をつなぐ事に注力する。
- 例えば、各組織の活動内容を住民に広く知らせることや、絆を深める全体の学習会、研修会の開催など、ネットワークの充実を図ることが期待されている。

(4) 連携

この計画を進めていくためには、国や北海道、周辺市町村などとの連携が不可欠です。とりわけ、同じ頓別川流域にある浜頓別町や河川管理者である北海道、町の面積の7割以上を占める国有林を管理する国の機関との連携は重要であり、町としてより豊かな環境を創っていくよう積極的に連携を進めていきます。

(5) 地球環境と私たちの取組

温暖化や砂漠化など地球規模での環境問題を解決するには、それぞれの地域に住む人々が、その地域の環境問題に真剣に取り組むことが大切です。そのことで地球全体の環境の悪化を防ぐことにつながります。

第4節 生物多様性

生態系を構成しているあらゆる生物は、自然の中で共生していることを認識し、生物の多様性の保全を図るとともに、多様で良好な自然環境が地域の自然的、社会的条件に応じて体系的に保全されるまちづくりを推進します。

第3章 基本方針

第1節 森

森が持つ多面的な機能を評価し、森とつきあう作法を守りながら大切に育て、森と人の調和の取れた関係を築いていく。

ア) 「森のチカラ」を見直そう

- 私たちは森林から数多くの「恵み」を受けています。それは、水を蓄える、酸素をつくる、災害を防ぐなどの公益的な機能だったり、キノコや山菜などの身近な食材を与えてくれることだったりします。また、最近は森林療法やセラピーといった健康や癒しのチカラも森には備わっていることも科学的に明らかになりました。しかし、特に人工林は手入れが行き届かないとそれらの機能が十分発揮されません。林業の分野においても優良な木材が育つためには間伐などの適切な施業が不可欠です。このように「豊かな森」をつくるため、森林が持つ本来のチカラを高めるには、私たちの行動がとても重要です。
- 身边に森林が豊富にある私たちも、普段は森にふれる機会がそう多くありません。そのためか、森林の現状がどうなっているのかを実感としてわからないことも事実です。それを補うため、自然学習会や散策、研修会などで意識しながら森林を見ることが大切です。その上で、この町にあった森林のありようを見定めていく必要があります。

イ) 「森のチカラ」を高めるために

- 森林の多面的な機能を活かすための森づくりは、森林所有者、林業従事者、行政、町民がそれぞれの立場や強みを發揮し行わることが望ましいと言えます。そのためには、林業や森林が持つ課題を共有する必要があります。
- 特に、森林所有者が木材の価格が安いことや、経費の高騰で森林に対しての価値が低くなっているなかでは、森林整備や伐採に対して意欲を持ってもらうような施策が必要です。
- また、森林が持つ健康や癒しの効果の研究を進め、この町独自のカタチを創造することで、都市住民に対しての参加が見込まれ、森林を使っての交流が期待できます。
- 同時に、それぞれの活動を結びつけることも重要です。例えば、水源涵養機能を持つ森林に林業従事者の指導・支援で植林する活動、町有林の一部を町民の森と位置づけ、間伐や枝打ちを町民が行うような活動は、環境を保全する意識が高まります。

第2節 川

川と人の暮らしのつながりを見直し、豊かな水環境を取り戻す。

ア) 生活のなかに川を取り戻そう

○いつからなのか、私たちと川との距離が開いてしまいました。野菜を洗ったり、魚を捕ったり、川原遊びをした風景はもう見なくなってしまいました。と同時に川は治水・利水の優先された工事が行われ続け、本来の魅力がなくなってきたようにも思えます。しかし、川は森と海をつなぐ大切なものの。私たちの飲み水や下水など生活に欠かせないものです。もう一度川との関わりを見直し、誇りに思えるような美しい川を復活させましょう。

イ) 流域住民が本当に必要とする河川整備が行われるために

○道が策定する河川工事計画に早期より流域住民が積極的に関わるため、町や流域組織が地元の川に対してしっかりとった考え方をもつている必要があります。そのため、流域会議など住民主体の活動、例えば川と親しむ活動や、川の生き物調査などが盛んに行われることが望されます。

ウ) きれいな川するために

○河川の汚れには様々な原因が存在しますが、犯人さがしだけに終始するのではなく、地域全体で解決を図るといった姿勢が大切です。そのためには、地域自らが汚濁の指標をもち、生活や産業との関係から解決策や打開方法を探っていくかなければなりません。河川工法とも密接に関係する課題ですので、研究者や企業の支援を見込みながら推し進めなければなりません。特に、酪農家や家庭から出される化学性洗剤での汚染は最重要課題として位置づける必要があります。

第3節 食

生命の源である食の安全と安心を守っていくため、食の恵みを与えてくれる豊かな環境の保全、先人の知恵と工夫で創られてきた食文化の継承及び環境と共生する農業の振興を図っていく。

ア) 食べ物をとおして地域の豊かさを知る

○多くの町民が、日常で食べるもののほとんどをスーパーや商店から買うようになって見失ったことがあります。それは、もともと地域にある美味しい食べ物のことです。

○開拓の頃の食生活を支えたのは言うまでもなくここで作られた農作物と豊富な山のと川の恵みだったのですが、そのことは当たり前のことでしかなく素晴らしい価値としては認められずに今日までできてしまいました。しかし、都会からきた若者が何よりも感動するのは、この地域のお年寄りなどが作ってくれた昔ながらの食べ物です。

イ) 地域で採れたものを食べることから考える

- 都会の若者が感激する姿を見て、私たちもこの地域の食に目が向くようになりました。そして、ここが自然の恵みいっぱいの食材の宝庫であることを再認識することができました。
- 若者を感激させたものは、食材の良さだけではなく、その下処理や保存も含めた作ってくれた人の“手間”や“作法”です。これも当たり前にやってきたことで気づかずにはいましたが、とても価値のある伝統文化だということが言えるのです。
- しかしよく調べてみると、その一方で、昔はあったはずなのに今はなくなってしまったり数が減ってしまったものが実際に多くあることにも気づくことになります。山菜の採れる量が目に見えて減り、いとう、イワナ、ヤツメやドジョウといった魚たちの姿が消えています。
- 原因の多くは、行き過ぎた山林の伐採、山菜の取りすぎ、河川の改修など人の暮らしが環境に大きな負荷を与えてしまったことにあると考えていいと思います。私たちは、地域の豊かさにも気づかなかつたし、それが失われていたことにもちゃんと気づいていなかつたことになります。

ウ) 地域の食文化を大切に守り育てることと豊かな環境を取り戻すこと

- 地産地消、医食同源。いうまでもなく、この町の風土が培った食をいただくことが何よりも健康に一番の生き方です。そしてまた、そうした生き方と食文化を大切にしていくためには、それを育む豊かな自然がなくてはならないものとなります。
- 昔ながらの食べるための手間や作法には、実は、自然と正しくつきあうためのことが多く含まれています。例えば、翌年のために山菜の根を残して採ってきたり、魚も頭から尻尾まで丸ごと食べる。こうした食文化を受け継いで将来に繋いでいくためにも、昔のような豊かな森と川の恵みあふれる自然環境の再生をめざしていくなければなりません。

第4節 遊び

子どもから高齢者まで、豊かな環境の中で楽しく過ごすことができる遊びやふれあいの場を守り、創造していく。

ア) 森や川、自然で遊ぶ楽しさを伝えよう

- 「遊び」から人は、多くのことを学んできました。命の大切さ、人とのつながり、社会のルールなどは創造的な遊びをすることや、遊びをつくることで培われてきたのです。しかし、現代は、機械的、人工的なものに依存していることが多いようです。自然を相手に行われる遊びは、本来の楽しさ、創造性や情操などが育つと言われます。自然に囲まれている地域性を活かし、安全で楽しい遊びを見いだすことが求められています。

イ) こどもの遊びは大人がしきけよう

○こどもには遊びの場、きっかけづくりを提供しましょう。そのためには、危険が伴わない場所と遊び方をこどもたちに伝えておく必要があります。身近な自然環境を活かした公園や森・川などの中から適切な遊びの空間を見いだし、マップづくりなどをを行う事によって地域のみんなが支える遊び場づくりが生まれます。もちろん学校教育や社会教育、そして地域のグループが主体的に関わっていくことが前提条件です。

ウ) マチのなかにも、こどもが集う空間が必要です

○遊びの場は郊外だけに限りません。むしろ、地域の目が届きやすい市街地に存在することが重要です。そのため、遊休地の有効利用を進め、みどり空間豊かなポケットパークをつくることで、こどもに限らず高齢者や身障者が休めるものになります。

エ) 「遊びの達人バンク」の創設などサポート体制が不可欠

○昔の遊び、地域色の強い遊び、伝統的な遊びなど、これまで受け継がれてきた遊びを見直し、それぞれの指導者や協力者のネットワークを築き、機会あるごとに提供できるサポート体制を充実することは、不可欠なソフト面の充実を図ることにつながります。

第5節 子ども

未来を担う子どもたちを豊かな環境のなかで育てるとともに、子どもたちに環境の保全と創造の大切さを伝えていく。

ア) ふるさとの原風景をつくろう

○子どもの頃の生まれ育ったマチの環境はいつまでも記憶に残るもの。それは自然環境やマチの風景、人とのつながりから生まれるもの。強く印象づけるものよりも何気ない遊びや行動が原点となる場合が多いのです。そのためには放課後や土曜・日曜日を活用した「遊びの時間」を意識的に整える必要があるのではないかでしょうか。安全に遊べ、しかも創造的なものとなるよう「大人のネットワーク」を確立することが急務です。

イ) 「マチを知る」ことの重要性

○学校教育では一般的な学習はできても、地域のことを知る機会がそう多くはありません。それを補うのが地域社会です。例えば「マチの川はどこを流れていますか?」「どんな魚がいるのか?」「昔はどんな仕事が生活を支えていたのか?」などを知ることは、生まれ育ったマチに対する愛着や思いを育てることに不可欠な要素です。これらを主体的に行える組織の育成が望まれます。併せて副読本の編集や、「生きものマップ」などの作成も考えていかなくてはなりません。

ウ) 「まちづくり」に子どもたちの参加を

○環境を含めた地域づくりに子どもたちが参加できる体制づくりが必要です。学校や社会教育で普段子どもたちがマチをどう思っているのか、を吸い上げることは彼らに自主性を持たせるとともに大人にはない発想を生む機会にもつながります。学校教育のカリキュラムのなかで定期的に時間を持つことが理想ですが、社会教育が主体となって、積極的に進めなければならない分野でもあります。

第6節 地元学

環境の保全と創造に関する諸活動の基本に地元学を位置づけ、町民が自ら町のことを調べてよく知り、本町にある資源を大切にいかした取組を推進する。

ア) 食や遊びをとおして地域の豊かさを気づかせてくれた・地元学

○食や遊びをとおして地域の自然や暮らしの環境のこと目に向けて、実際に地域を調べてみて、その豊かさに気づかせてくれたのは「地元学」でした。
○足元にあるあたりまえのことが実はとてもすごいことだと知って、もっともっと地域のことを知りたいと考え、かけがえのないふるさとへの思いを抱くようになっていく。その思いが出発点となり、自然と新しい行動が生まれていくことになります。

イ) 地元に学ぶ、この土地を生きた人々から学ぶ

○地元学は、地元に学ぶ、地元に生きた人々から学ぶことから始まります。そして、学ぶことで終わらない、学んだ人が地域づくりの当事者になっていく。ただし、ぐずぐずと時間をかけてやっていくことを認め合う関係づくりも必要になります。急がば回れ、ゆっくりな地域づくりこそ、ほんとうの豊かさを創り出していくため大切な考え方になっていきます。

ウ) 地元学発・自然と共生する暮らしと持続可能な地域づくりの実践

○それにしても、なぜ「地元学」か。実は、地元学には明確な定義があるわけではなく、学会のように組織立てて活動されているものではありません。仙台市や水俣市などでそれぞれの地域から発したものそれぞれに地元学と名づけて活動し、その上で緩やかなネットワークを形づくっています。

○地元学に取り組む理由は、それが失いかけていた人と地域、人と人のつながりを結び直し、地域を再生していくやり方としてもっとも確かなものではないかと考えているからです。中頓別でも、先輩たちの取り組みに学びつつ中頓別独自の地元学を創り上げていくことが、地に足のついた自然と共生する暮らしと地域づくりの実践につながっていくものと考えています。

第7節 生物多様性

生物の多様性の保全に配慮した、自然と共生するまちづくりを行う。

生物多様性の保全と持続可能な利用

生物多様性とは、すべての生物の間に違いあることを意味しますが、それは生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の3つのレベルで捉えることができます。

こうした生物多様性を守ることが、私たちのいのちと暮らしを守ることにつながっています。また、それは私たちが暮らし地域の伝統や文化を重んじ、安全で豊かな生活を送ることにもつながっています。

ア) いのちと暮らしを支える生物多様性

私たちのいのちと暮らしは、生物多様性によって支えられています。

肥沃な大地もきれいな水も多様な生物の営みから生まれ、私たちが食べる野菜、肉、魚といった食料や木材など暮らしに欠かせないものもそうした環境がもたらす恵みでもあります。

イ) 生物多様性の重要性

第三次生物多様性国家戦略では、生物多様性の重要性を示す理念として、次の4つを上げています。

- ①すべての生命が存立する基盤を整える
- ②人間にとって有用な価値を持つ有用な価値
- ③豊かな文化の根源となる
- ④将来にわたる暮らしの安全性を保証する

ウ) 現状と課題

私たちのいのちと暮らしを支えるために重要な生物多様性が、私たち人間の活動によって脅かされているという現実があります。

- ①開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生息地の減少
- ②里地里山などの手入れ不足による自然の質の変化
- ③外来生物などの持ち込みによる生態系の擾乱
- ④地球温暖化による多くの種の絶滅や生態系の崩壊

エ) 私たちが今しなければいけないこと

私たちは、あらためて深く生物多様性の重要性を知ることが必要です。

生物多様性の危機は私たちのいのちと暮らしの危機でもあり、その原因が人間の活動にあることを考えると、まず生物多様性の大切さを学ぶことが重要です。

私たちは、地域における人と自然の関係を結びなおすことが求められています。身近な里地里山を大切に守り、在来の野生生物との棲み分け（共生）を図り、環

境保全型・循環型の農林水産業へ回帰させていかなければなりません。

その上で、私たちは、森・里・川・海のつながりを再生し、それを将来にわたつて確保しなければなりません。

生物多様性の保全と持続可能な利用。そのために、私たちは地球規模の視点が考え、私たちが暮らす地域でしっかり行動することが求められています。

第4章 今わたしたちができること（施策体系と主な事業）

第1節 政策の展開方針

みどりの政策	みどり豊かな環境を作り、元気な農林業を育てます
水の政策	たくさんの魚たちが泳ぐ豊かできれいな川を復活させます
うるおいの政策	住んでいて気持ちいい美しいふるさとをつくります
やさしさの政策	人と地球にやさしいまちとくらしをつくります
ふれあいの政策	ふれあい、学び、環境を大切にする町民の「環（わ）」をつくります

(1) みどりの政策

- ・森林、里山及び緑地の保全と緑化の推進
- ・農地の荒廃防止と有効利用の促進
- ・安全な食料を生産する人と環境にやさしいクリーン農業の振興
- ・家畜排せつ物などを適切に処理する循環型農業の振興

(2) 水の政策

- ・水源地、河川など良好な水環境の保全と安全な水の確保
- ・森林所有者、河川管理者、関係自治体との連携で流域全体の森林、農地、河畔林などと一体的に進める河川環境の整備
- ・生活や事業に伴う排水の適正な処理

(3) うるおいの政策

- ・健康で安全かつ快適な生活環境づくりの推進
- ・中頓別らしい景観の保全
- ・ここにしかない、優れた（貴重な）自然環境の保全と情報提供

(4) やさしさの政策

- ・廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用の促進
- ・環境に配慮した製品等の利用促進
- ・野生生物の多様性に配慮した適正な保護管理と生育環境の保全
- ・国際協力を含めた他の地域や団体などと連携した地球環境保全活動の推進

(5) ふれあいの政策

- ・森や水辺など町民と豊かな自然とのふれあいを推進
 - ・環境学習・環境教育の推進
 - ・エコツーリズムの推進
 - ・環境ボランティア活動への協力と参加
- (再掲) 国際協力を含めた他の地域や団体などと連携した地球環境保全活動の推進

第2節 みどりの政策

みどり豊かな環境を作り、元気な農林業を育てます

＜施策体系＞

- みどりの政策
 - 森林、里山及び緑地の保全と緑化の推進
 - 農地の荒廃防止と有効利用の促進
 - 安全な食料を生産する人と環境にやさしい農林業の振興
 - 家畜排せつ物などを適切に処理する循環型農業の推進

(1) 森林、里山及び緑地の保全と緑化の推進

森林は、国土保全、水資源の涵養、木材生産、地球温暖化防止、野生生物の生息・生育などのほか、人々に健康回復や心の癒し、環境学習、レクリエーション等の場を提供するなど様々な公益的機能を有しています。

特に森林の面積が8割を占める中頓別町においては、様々な活用可能性を持った豊かな地域資源としてその果たす役割が期待されます。

森林の持つ多面的な公益的機能を發揮させるとともに地域の活性化への活用を図っていくため、森林、里山及び緑地の保全を進めていきます。

①それぞれの役割

【町の役割】

人と自然とが共生できるみどり豊かな環境を形成するために、森林、里山並びに緑地（以下「森林等」という。）の保全及び緑化を推進します。

間伐や造林等が実施されてなく森林保全上に問題があると思われる森林等の実態把握とその所有者に対して必要な情報の提供及び助言を行うとともに、伐採届出や町森林整備計画等の規定に違反すると認められる行為があるか、又は予想される場合は、速やかに必要な措置を講じます。

【森林等の所有者の役割】

持っている多面的な機能も含めて森林等の保全に努めるとともに、伐採する場合等においてもその影響が最小限となるよう適切な管理に努めます。

②施策、取組の内容

- ・森林の多面的機能に配慮した総合的な森林整備の推進
- ・ゾーニングとそれぞれ望ましい森林の姿への誘導
- ・無立木地の解消と適地適木の造林事業の推進
- ・民有林における優良天然林への造成
- ・水道水、営農用水など水源涵養機能の確保
- ・町民の癒し、都市との交流などに活用できる森林の整備
- ・森林所有者の意欲向上と啓発
- ・町有林、民有林の整備

- ・町民植樹祭の開催
- ・林業振興のための地材地消の推進
- ・循環型で持続できる林業振興のための木質バイオマスの利用促進

<町の実施事業>

- ◎森林整備地域活動支援交付金事業
- ◎森林保護事業
- ◎公有林造林事業
- ◎民有林公費造林事業
- ◎21世紀北の森づくり推進事業
- ◎森林作業員長期就労促進事業
- ◎林道維持補修事業
- ◎作業路維持補修費
- ◎町森林整備計画の策定及び変更事務
- ◎伐採届出の承認及び指導事務
- ◎民有林森林施業計画の認定事務

(2) 農地の荒廃防止と有効利用の促進

農村地域は、食料生産の基地としてだけでなく、森林同様に国土の保全、景観形成、地域文化の伝承、体験型学習の場の提供など多面的な公益的機能を有しています。

酪農を中心とする農業は本町の主産業であり、食料生産を通じて人々の命と健康を支える産業でもあることから林業と合わせて「基本産業」と位置付けています。

農地の荒廃、遊休地化が進むことは、地域の環境とそれを守るために活動をも衰退させることにつながります。豊かな自然環境を保全する視点からも荒廃防止と有効活用を図っていくことが不可欠であり、本町農業の振興を図っていくことが必要です。

①それぞれの役割

【町の役割】

農地が有する環境の保全と創造に寄与する多様な機能を尊重し、農地の荒廃防止、有効利用の促進を図ります。

②施策、取組の内容

- ・農業振興計画の策定と農地の保全
- ・個別補償制度等による農家への支援
- ・土地利用に関する諸計画の適切な管理による環境に配慮した土地利用の推進

<町の実施事業>

- ◎農業振興地域整備計画の策定及び変更事務
- ◎農地パトロール（利用状況調査）
- ◎中山間地域等直接支払制度交付金事業
- ◎農業経営基盤強化資金利子助成事業

(3) 安全な食料を生産する人と環境にやさしい農林業の振興

本町は、草地酪農を主体とする酪農専業地帯で、耕地のほとんどが牧草地として利用されています。

今後も酪農を基本（基幹）産業に位置付け、環境にやさしい循環型農業をめざすとともに、牛乳を重点作物しながらTMRセンター（混合飼料生産施設）やコントラクター（粗飼料収穫システム）の利用促進を図り認定農業者の育成を図っていきます。

①それぞれの役割

【町の役割】

品質及び生産性の向上を図りつつ、環境への負荷の軽減（減農薬、減化学肥料等）に配慮した安全、安心かつ健康な農畜産物の生産（以下「クリーン農業」という。）を促進します。

【農業者の役割】

環境に優しい農業の振興のため、必要な技術の導入に努めます。

【町民の役割】

農業への理解を深め、農業者とともにクリーン農業の推進に努めます。

②施策、取組の内容

- ・自然生態系に調和して持続する循環型農業の推進
- ・農薬の使用抑制
- ・地産地消を推進し、地域内の流通や加工に生産と消費の推進
- ・第2次、第3次産業との連携による6次産業化で循環型社会を形成

＜町の実施事業＞

- ◎農業体験交流施設管理運営事業
- ◎家畜自衛防疫対策事業
- ◎循環農業支援センターへの支援

(4) 家畜排せつ物などを適切に処理するクリーン農業の推進

基本産業である酪農の副産物である家畜排せつ物は、適正な処理と有効活用することによって循環農業の推進、持続可能な農業の推進を図る上で貴重な資源となります。

現在、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に対応し、個別完結型処理と施設集合型で適正な処理が行われています。今後も、この体制を持続するとともに資源としての有効活用を図っていきます。

①それぞれの役割

【町の役割】

農業から生ずる廃棄物及び排水が適正に処理され、循環的に利用される環境への負荷の少ない循環型農業の促進に必要な措置を講ずるものとします。

【農業者の役割】

環境の優しい農業の振興のため、必要な技術の導入に努めます。

【町民の役割】

農業への理解を深め、農業者とともに循環型農業の推進に努めます。

②施策、取組の内容

- ・家畜排泄物の適正な処理
- ・農業に伴う排水の訂正な処理
- ・農地における窒素過多による地下水汚染防止
- ・新エネルギーとしての利用を検討

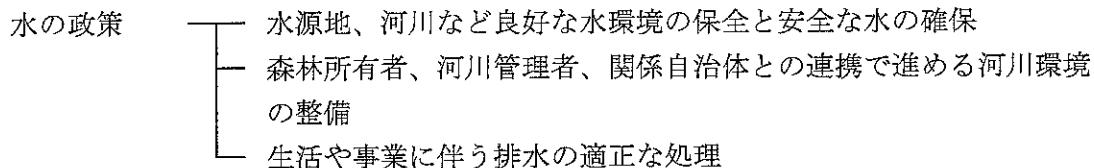
<町の実施事業>

◎循環農業支援センターへの支援

第3節 水の政策

たくさんの魚たちが泳ぐ豊かできれいな川を復活させます

<施策体系>



(1) 水源地、河川など良好な水環境の保全と安全な水の確保

大自然も、私たちが生活する身近な環境も水の循環に支えられています。

私たちの町では、四圍に山々に降った雨が頓別川に集まり、農地を潤し、浜頓別町域へと流れオホーツク海に注ぎ込んでいます。この水の循環には、降った雨を涵養する豊かな森林と、河川環境の保全、産業や生活から出る廃棄物や汚水等の適正処理とが不可欠です。

森林の水源涵養機能など、流域全体を総合的に捉えた健全な水環境の保全を図っていかなければなりません。

①それぞれの役割

【町の役割】

水源地、河川、湿地等の環境保全に努め、健全な水循環と安全な水の確保のために必要な対策を講ずるものとします。

②施策、取組の内容

- ・流域全体の自然環境調査の実施
- ・流域における地域固有の自然性と歴史性の検証と再生
- ・水中から陸地、森林へと連続して続く生態系を守る緑地の形成

- ・水源涵養林の保全と育成
- ・水道水の安全性確保
- ・地下水脈の保全

＜町の実施事業＞

- ◎自然環境調査の実施
- ◎水道水源の保全

（2）森林所有者、河川管理者、関係自治体との連携で進める河川環境の整備

河川は、水循環の中で森林と海をつなぎ、その周辺の生態系を育む大切な役割を担っています。森林の所有者と河川管理者、野生生物の保護担当、生活排水管理など関係機関の縦割りなどの弊害を乗り越え、流域全体で関係機関が連携し河川環境の保全に取り組んでいきます。

①それぞれの役割

【町の役割】【河川管理者の役割】

町及び河川管理者(以下「町等」という。)は、河川空間の整備、河畔林の保全等により、良好な河川の環境を確保するとともに、山並み、丘陵地、農地等からなる連続性を確保し、水と緑に恵まれた良好な環境の保全及び創造に取り組みます。

河川改修等に際しては、河川流域の自然生態系の把握とともに、自然に配慮した工法を講じなければなりません。

②施策、取組の内容

- ・森林、農地、河川、市街地をつなぐ流域全体の高い自然度の形成と維持
- ・河川の豊かな生態系を守るための河畔林の保全と育林
- ・流域森林の皆伐防止による表土の流出抑止
- ・関係機関間における流域全体の自然環境に関する情報共有
- ・流域の自然環境保全に関する活動への住民参加と情報提供

＜町の実施事業＞

- ◎頓別川河川整備検討委員会の開催
- ◎河川維持事業

（3）生活や事業に伴う排水の適正な処理

これまで下水道と合併処理浄化槽の普及を図り、生活や事業に伴う排水の適正処理を図っていますが、すべてに行き渡っているわけではありません。単独処理浄化槽やし尿汲み取り世帯では生活雑排水が未処理のまま河川に放流されていることになり、下水道及び合併処理浄化槽のより一層の普及を図っていくことが必要です。

①それぞれの役割

【町の役割】

水環境への負荷を軽減するため、生活又は事業に伴う排水処理を適切に行います。

町民、事業者に対して情報を提供し、必要な支援を行います。

【町民の役割】

水環境への負荷を軽減するため、生活に伴う排水処理を適切に行います。

【事業者の役割】

水環境への負荷を軽減するため、事業に伴う排水処理を適切に行います。

②施策、取組の内容

- ・下水道、合併浄化槽の普及
- ・下水道施設の整備・更新
- ・生活排水の環境負荷の低減
- ・埋立処理施設等による地下水汚染防止と適正な処理
- ・河川での水質検査

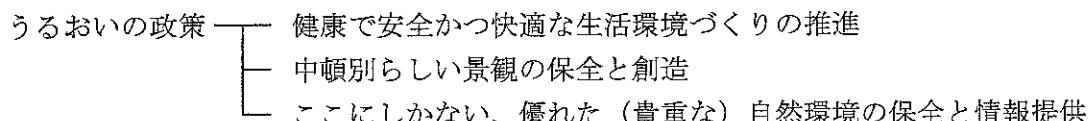
<町の実施事業>

- ◎下水道事業
- ◎合併処理浄化槽設置整備事業
- ◎一般廃棄物最終処分場の排水処理

第4節 うるおいの政策

住んでいて気持ちいい美しいふるさとをつくります

<施策体系>



(1) 健康で安全かつ快適な生活環境づくりの推進

豊かさを感じ生活していくためには人が暮らす生活環境が良質であることが大切ですが、そのためにも、周りの自然環境、とりわけ市街地と農地、河川周辺などに存在する身近な自然は、多様な生物の生息地、あるいは生態系を連結する機能を持つ地域として保全と適正な利用を図ることが必要です。

私たちの生活が自然環境に与える影響を最小限に抑えることが、こうした豊かな生態系と、そこに形成される美しい景観となって私たちの心に安らぎと潤いを与えてくれます。不必要な開発や有害な化学物質の使用を抑え、省資源、省エネルギーのライフスタイルを確立し、周りの自然と解け合う健康で安全かつ快適な生活環境づくりを推進します。

それぞれが管理する土地や建物を適切に管理するとともに、公共的な空間を含めて花やみどりで潤いを与えるなど、快適な生活環境を創りだしていきます。

また、ペットを飼う人が増えたことで道ばたなどに糞やおしっこをしてそれを始末しない人も増えています。快適な公共的な空間を大切に守っていくため、町民一人ひとりのマ

ナーの向上を図っていきます。

①それぞれの役割

【町の役割】

健康で安全かつ快適な生活環境の確保に資する環境を作ります。

【町民の役割】【事業者の役割】

占有する土地や建物及び飼育する愛玩(がん) 動物を適切に管理するなど、良好な生活環境の保全に努めます。

②施策、取組の内容

- ・空き地・空き家の適正な管理のための啓発と指導
- ・花とみどりのまちづくり推進
- ・公園・緑地の整備推進
- ・街路樹の整備と維持管理
- ・省エネルギー型の住環境づくりの推進
- ・生活や事業に伴う騒音や大気汚染、悪臭の防止
- ・車の排気ガス、ダイオキシン、フロンの発生を抑止
- ・愛玩動物を飼う人のマナー向上（ふん尿の処理等）

<町の実施事業>

- ◎ごみ処理事業
- ◎花とみどりのまちづくり推進事業

(2) 中頓別らしい景観の保全と創造

北海道全体で、北海道らしい雄大な自然を生かした景観形成への関心や取組の機運が高まってきています。景観は、地理的条件、気候、土地利用、人々の暮らし方や産業形成など様々な要因から形成されるもので、北海道全体が統一感のあるひとつのイメージとして広がっていますが、地域ごとに固有性があり、特に本町のような北部では他の地域と異なる特徴を有しています。

中頓別らしい自然の豊かさを美しい景観として成り立たせるためには、多様な要素を総合的に組み合わせて取り組むことが必要です。

森林や農地を守るための土地利用計画の策定、河川や人が生活する環境の適正な管理などをひとつひとつ丁寧に取り組むとともに、それらが組み合わさって形成される中頓別らしい景観の形成を図っていきます。

①それぞれの役割

【町の役割】

農山村の特性をいかした中頓別らしい景観の保全と創造をとおして豊かで潤いのある美しいふるさとの形成に取り組みます。

②施策、取組の内容

- ・市街地から河川、農地、森林まで緑地のネットワークを形成
- ・花とみどりのまちづくり推進
- ・公園（自然公園を含む）・緑地の整備推進
- ・街路樹の整備と維持管理
- ・歴史性、地域性を伝える原風景やランドマークの保全
- ・周辺の農村景観や自然環境と、山々の眺望と調和した街並み景観の形成
- ・星空がきれいに見えるための街灯の抑制

＜町の実施事業＞

- ◎花とみどりのまちづくり推進事業
- ◎鍾乳洞自然ふれあい公園事業
- ◎山村交流施設（敏音知ビレッジファーム）
- ◎大畠山展望台公園事業

（3）ここにしかない、優れた（貴重な）自然環境の保全と情報提供

生物多様性条約が発効して以来、世界的にも生物多様性の保全が重視されるようになり、日本でも平成20年に生物多様性基本法が制定されました。

貴重な自然環境の保全や絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する意識は高まっています。まとまりのある優れて自然性の高い地域を自然公園などとして保全し、そこでの生態系や生物相の変化を注意深く観察していくことが必要です。

中頓別は、日本の中でも最北端近くに位置し厳しい気象条件にあるとともに、地質環境においても地中から隆起した蛇紋岩の地層と、鍾乳洞を形づくったかつて海だった地層が隣り合うなど特殊な環境にあります。こうしたことから、稀少な動植物が生息し地質的にも貴重な資源をたくさん有する地域となっています。

こうした町の宝物を大切に守っていくとともに、それを生かして町民が町を誇りに思い自然を大切にする意識を育てていきます。

①それぞれの役割

【町の役割】

貴重な植物の群生地や動物の生息地など優れた自然環境の保全を図り、その魅力を高めて町民の自然とのふれあいや環境の保全と創造に関する学習（以下「環境学習」という。）に活かしていきます。

②施策、取組の内容

- ・原生林など貴重な森林の保全
- ・国有林との緊密な連携の推進
- ・自然環境調査の実施と固有の生態系の保全
- ・貴重な植物の群生地の調査及び保全
- ・希少な植物の盗掘防止と外来帰化植物の進入防止
- ・天然記念物中頓別鍾乳洞及びその周辺環境の保全と活用
- ・ジオパーク構想の検討

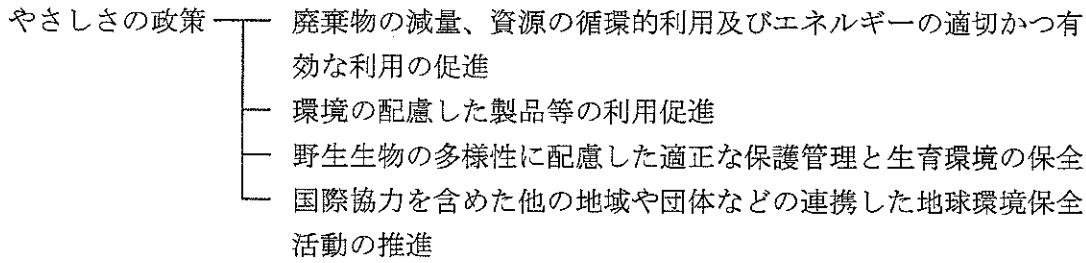
<町の実施事業>

- ◎自然環境調査
- ◎環境保全フォーラム事業
- ◎鍾乳洞自然ふれあい公園事業
- ◎鍾乳洞ジオパーク構想

第5節 やさしさの政策

人と地球にやさしいまちとくらしをつくります

<施策体系>



(1) 廃棄物の減量、資源の循環的利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用の促進

私たちが手に入れた便利で快適な生活は、大量生産・大量廃棄で成り立ち、地球環境に大きな負荷を与えていたという現実があります。また、石油などの化石資源は限られ、このままの暮らしがいつまでも続くことは考えられません。

一般廃棄物の排出量は減少傾向にはあるもののさらなる削減が必要であり、またリサイクル率も引き上げていく必要があります。これからも適切な廃棄物処理を進め、排出量の削減、リサイクル率の向上を図っていきます。

産業廃棄物では、家畜ふん尿及び農業用廃プラスチック類の処理に関しては一定程度の成果も見られる。今後も家畜ふん尿の有効活用の検討を進めるとともに廃プラスチックの適切な処理を行っていきます。

廃棄物の不法投棄も少ないとはいえ後を絶ちません。豊かな自然環境を守るとともに、危険物質の汚染等が起こらないように地域住民への啓発と町外からの持ち込みがないようにしっかりと監視を行っていきます。

町内では人口減少や企業の撤退などでエネルギー需要は減少していますが、雪が多く寒冷な土地柄から、石油への依存が高くなっています。

このため、省エネルギーの取組や、家畜や木質（林地残材など）のバイオマスを活用した新エネルギーの導入が求められています。

環境への負荷が少ない持続可能な資源循環型の新しい社会へと作りかえていくことが求められており、そのためにも、ごみの減量、資源の循環的利用、省エネ、新エネルギーの導入と普及などに取り組んでいきます。

①それぞれの役割

【町の役割】

環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の処理の適正化を推進するとともに、事業者及び町民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用を促進します。

また、町の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用を図っていきます。

②施策、取組の内容

- ・廃棄物の総排出量抑制とリサイクルの推進による循環型社会づくり
- ・3 R運動の推進
 - ※ 3 R = リユース(reuse)：再使用、リデュース(reduce)：発生抑制、リサイクル(recycle)：再生利用
- ・ノーレジ袋運動とエコバックの普及
- ・廃棄物の不法投棄を抑止
- ・廃棄物の適正な処理
- ・生活や生産、流通等の活動における省エネルギーの推進
- ・新エネルギーの導入と普及啓発
- ・低公害車・低燃費車の導入促進
- ・アイドリングストップ、エコドライブの推進
- ・省エネルギー、省資源型の地球にやさしいライフスタイルの普及啓発

<町の実施事業>

- ◎ごみ処理事業
- ◎地域新エネルギービジョン策定事業
- ◎環境に配慮した公用車の導入推進事業

(2) 環境の配慮した製品等の利用促進

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

環境の配慮した製品等の利用促進（グリーン購入）、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っています。町等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目指します。

①それぞれの役割

【町の役割】

環境への負荷の低減に資する製品等の利用を自ら進めるとともに、町民及び事業者による当該製品等の利用を促進します。

②施策、取組の内容

- ・環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進
- ・環境物品等に関する適切な情報提供

＜町の実施事業＞

- ◎グリーン購入

（3）野生生物の多様性に配慮した適正な保護管理と生育環境の保全

生物多様性条約が発効して以来、世界的に生物多様性の保全が重視され、生物種の絶滅を防ぎ、種の多様性を守るだけでなく、生態系ネットワークの形成を図っていくことが求められています。

地域にあるより自然性の高い森林や河川の流域、鳥獣保護区などの環境を守り、地域に特有の生態系や固有の生物相の保全を進めていきます。

野生鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全するため鳥獣保護区が指定されています。北海道内だけでも絶滅のおそれのある野生生物が数多くおり、町内で確認されているものも少なくありません。国や道がレッドデータブックで指定している希少動植物の保護に取り組んでいきます。

一方で、急速なエゾシカの生息数が増加し多大な農林業被害をもたらし、生息域が人間の活動域に入り込み交通事故等の被害も多くなっています。適切な個体数の管理を行っていきます。

また、アライグマ、セイヨウオオハナマルバチなど外来生物の侵入も確認されている。今後はこれらの実態把握に努めるとともに、その繁殖力や生態系への影響が著しく大きいことから駆除対策を講じていきます。

北海道にのみ生息するヒグマは、開発が進む前と比べると生息域や個体数が減っているものの、エゾシカの繁殖などの影響もあり、近年では個体数が増え人間の活動域に多く出没するようになっており危険な状況になってきています。こうしたことから、今後とも希少性のある動物としての保護を図りつつ、一方で人身事故や農業被害の防止を図っていきます。

地球環境は、あらゆる生物種の多さと、それによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれて成り立っています。このため、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現し、地球環境の保全に寄与していきます。

①それぞれの役割

【町の役割】

野生生物の種の保存と共に、生態系に係る被害を及ぼすおそれがある外来生物、遺伝子組換え生物等について、飼養等又は飼養等の規制、防除その他の必要な措置を講じ、生物の多様性の保全を図ります。

②施策、取組の内容

- ・生態系保全のための定期的な環境調査の実施
- ・緑や水辺の指標生物や固有種に関する調査の実施
- ・人里から山間まで地域全体の多様な野生生物が生息する自然環境の保全
- ・帰化植物の進入防止と在来固有種の野生生物の保護
- ・鳥獣保護区域の設定と保護
- ・エゾシカの個体数調整の実施
- ・野生生物の残滓処分の検討
- ・河床に棲む水中生物保護のための護岸等の再検討
- ・河川改修などに伴う生態系への影響を未然防止
- ・ヒグマによる人身事故の未然防止のための啓発と情報提供
- ・希少生物の生息環境の保全

<町の実施事業>

- ◎環境調査事業
- ◎環境保全フォーラム事業
- ◎そやや自然学校事業
- ◎外来生物の除却事業
- ◎エゾシカ捕獲事業
- ◎頓別川河川調査事業
- ◎頓別川河川整備検討委員会
- ◎有害鳥獣捕獲業務委託
- ◎鳥獣被害防止対策協議会

(4) 国際協力を含めた他の地域や団体などの連携した地球環境保全活動の推進

積雪が多く寒冷で、酪農を基幹産業とするゆえに広い地域に分散して生活している本町では、暖房や車による移動などで一人当たりで考えると多くの石油やガソリンなどの化石燃料を使っています。

地域全体では、人口の減少や企業の減少などにより全体的には二酸化炭素の排出量は減少していても、一人当たりでみると全国平均よりも高くなっています。

地球温暖化は、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであることから、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類胸中の課題であり、すべての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要です。

地球温暖化や海洋汚染など地球規模の環境問題に対応するため、国、北海道等と連携して関係する国や地域と環境に関する情報交換や技術協力を進めます。

①それぞれの役割

【町の役割】

地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境保全のため、必要な対策を実施します。

関係機関及び民間団体と連携し、地球環境保全に関する国際協力を推進します。

②施策、取組の内容

- ・地域全体の温室効果ガスの排出量実態調査
- ・暖房、自家用車など家庭や事業所から排出される二酸化炭素の削減
- ・家庭、事業所における家電製品の非フロン化の推進
- ・農業由来の温室効果ガスの排出量の削減
- ・環境に負荷の少ないライフスタイルの創造と啓発
- ・包装容器リサイクル法、家電リサイクル法などに基づくリサイクルの推進
- ・低公害車・低燃費車の導入促進
- ・アイドリングストップ・エコドライブ等の普及啓発
- ・短距離移動の自転車の利用等、環境にやさしいライフスタイルの普及
- ・クールビズ、ウォームビズ、マイバック運動等の推進
- ・地域特性を踏まえた環境ビジネスの創出

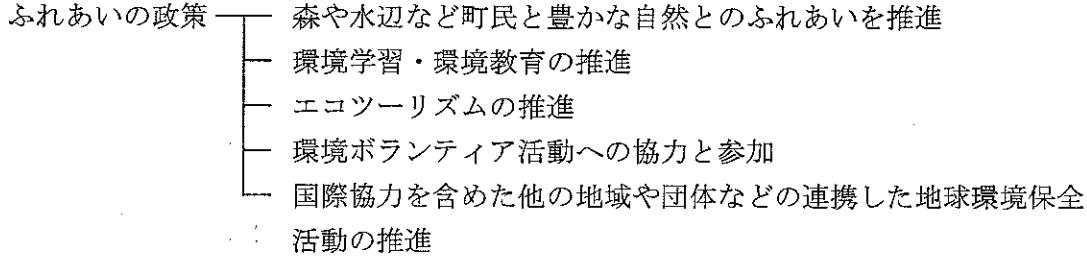
<町の実施事業>

- ◎地球温暖化防止計画（地域版）の策定と推進
- ◎地球温暖化防止計画（事務事業版）の策定と推進

第6節 ふれあいの政策

ふれあい、学び、環境の大切にする町民の「環（わ）」をつくります。

<施策体系>



（1）森や水辺など町民と豊かな自然とのふれあいを推進

自然とのふれあいは、人が自然の豊かな恵みを享受する基本的な行動であり、自然の大風景に感動したり、身近な自然に接して安らぎを覚えるなど、自然や人を大切にする豊かな心を育みます。

自然とふれあう機会を増やすことは、人間が自然生態系の構成要素のひとつであることを認識し、自然との共生への理解を深めることができます。

自然とのふれあいには、子どもたちの健全な育成を支える効用や、感性を培うことで、環境問題に対して的確な認識や行動を引き出すことが期待されます。いわば「自然を感じ、自然を思いやる人づくり、さらには行動する人づくり」の基礎となっています。

①それぞれの役割

【町の役割】

町民が中頓別の森林等や水辺にある自然の豊かさとのふれあいができるよう、必要な措置を講ずるものとします。

②施策、取組の内容

- ・長距離自然歩道、フットパスの有効な活用と計画的な整備
- ・野鳥を市街地に呼び込める生息空間の整備と保全
- ・森林ウォーキング、ノルディックウォーキングなどの積極的な推進
- ・冬の野外レクリエーションやスポーツなどの推進
- ・自然とふれあえるイベントや学習会などの実施
- ・市街地から河川、農地、森林へつながる緑のネットワークの整備と保全
- ・自然性の高い水辺の親水空間の整備と保全
- ・豊かな自然環境をいかしたまちづくり・生涯学習の推進
- ・星空を楽しむことができる環境整備
- ・森林療法、森林ウォーキングの実施

<町の実施事業>

- ◎大畠山展望台公園の整備
- ◎そうや自然学校
- ◎中頓別鍾乳洞自然ふれあい公園事業
- ◎中頓別町山村交流施設管理運営事業
- ◎総合観光パンフレット事業

(2) 環境学習・環境教育の推進

持続可能な社会をつくるためには、あらゆる主体が自ら進んで行う環境保全活動が大切です。一人一人の環境についての理解を深め、取り組みを進めることができるよう環境教育を推進し、環境保全活動を推進していかなければなりません。

①それぞれの役割

【町の役割】

町民や事業者が環境の保全と創造についての理解を深め、環境の保全と創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう、環境学習を総合的かつ体系的に推進します。

また、環境の保全と創造に取り組む人材を育成します。

②施策、取組の内容

- ・町民参加による自然環境調査の実施
- ・植樹や間伐など森づくりへの参加
- ・身近なビオトープ空間づくりと保全
- ・外来生物駆除や在来種保全活動を通じた学習機会づくり

- ・環境学習のためのインストラクターやボランティアの養成と活用

<町の実施事業>

- ◎クリーン作戦
- ◎清掃カヌー事業
- ◎鍾乳洞自然ふれあい公園
- ◎山村交流施設
- ◎そうや自然学校
- ◎森の幼稚園事業

(3) エコツーリズムの推進

エコツーリズムとは、「自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方」です。エコツアーは、エコツーリズムの考え方を実践するためのツアーです。

旅行者のみなさんが、ガイドの案内や助言を受けて、自然観光資源の保護に配慮しながら、ふれあい、学び、知る活動のことを指します。エコツアーでは、ガイドは大きな役割を担っています。旅行者はガイダンスを通じて、地域の自然や文化をより深く理解することができます。

①それぞれの役割

【町の役割】

自然環境の保全、地域における創意工夫を生かした観光の振興及び環境学習に寄与するエコツーリズムを推進します。

②施策、取組の内容

- ・地域の自然環境、歴史や生活文化を生かしたツーリズムの推進
- ・自然環境に配慮した観光拠点の整備と保全
- ・環境保全活動と連携のとれたツーリズム事業の推進
- ・安全で安心できる地域の農産物、食文化の提供
- ・アウトドア活動に対する情報提供
- ・冬の厳しい自然を生かした体験活動の提供
- ・雪山トレッキングやクロスカントリースキーの普及と体験事業としての提供

<町の実施事業>

- ◎鍾乳洞自然ふれあい公園
- ◎山村交流施設
- ◎そうや自然学校

(4) 環境ボランティア活動の推進

各地で川や森などの自然環境を守る活動をまた、ゴミ拾いや河川・海岸の清掃など美化活動にも、ボランティアが多く参加している。

環境ボランティアの裾野も広がりを見せ、地球温暖化や化学物質汚染、水問題などのグ

ローバルなテーマから、ゴミ処理やリサイクル、環境教育、環境共生型のまちづくり・地域おこしなど、広範な領域でいきいきと活動するボランティアの姿が見られる。

またこれに加えて、最近は自分の専門的な知識や経験をボランティア活動に役立てたいという人が全般的に増えている。

①それぞれの役割

【町の役割】

環境保全や環境学習、景観づくりなどさまざまな環境ボランティア活動を奨励し、その活動を支援します。

②施策、取組の内容

- ・環境保全意識の持った主体的に行動できる人づくりの推進
- ・町民団体等による自発的、主体的な環境保全活動の推進
- ・町民参加による自然環境調査の実施
- ・環境保全のための活動機会の創出と活用
- ・環境保全に関する情報提供と意識の啓発

<町の実施事業>

- ◎クリーン作戦
- ◎自然環境調査
- ◎外来生物駆除と在来種保護活動
- ◎頓別川清掃カヌーの実施

再掲：(5) 國際協力を含めた他の地域や団体などの連携した地球環境保全活動の推進

積雪が多く寒冷で、酪農を基幹産業とするゆえに広い地域に分散して生活している本町では、暖房や車による移動などで一人当たりで考えると多くの石油やガソリンなどの化石燃料を使っています。

地域全体では、人口の減少や企業の減少などにより全体的には二酸化炭素の排出量は減少していても、一人当たりでみると全国平均よりも高くなっています。

地球温暖化は、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであることから、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類胸中の課題であり、すべての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要です。

地球温暖化や海洋汚染など地球規模の環境問題に対応するため、国、北海道等と連携して関係する国や地域と環境に関する情報交換や技術協力を進めます。

①それぞれの役割

【町の役割】

地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境保全のため、必要な対策を実施します。

関係機関及び民間団体と連携し、地球環境保全に関する国際協力を推進します。

②施策、取組の内容

- ・地域全体の温室効果ガスの排出量実態調査
- ・暖房、自家用車など家庭や事業所から排出される二酸化炭素の削減
- ・家庭、事業所における家電製品の非フロン化の推進
- ・農業由来の温室効果ガスの排出量の削減
- ・環境に負荷の少ないライフスタイルの創造と啓発
- ・包装容器リサイクル法、家電リサイクル法などに基づくリサイクルの推進
- ・低公害車・低燃費車の導入促進
- ・アイドリングストップ・エコドライブ等の普及啓発
- ・短距離移動の自転車の利用等、環境にやさしいライフスタイルの普及
- ・クールビズ、ウォームビズ、マイバック運動等の推進
- ・地域特性を踏まえた環境ビジネスの創出

<町の実施事業>

- ◎地球温暖化防止計画（地域版）の策定と推進
- ◎地球温暖化防止計画（事務事業版）の策定と推進

第5章 計画の推進

第1節 町民活動の支援と参加機会の確保、意見反映

(1) 町民活動への支援

町民、町民団体及び事業者が自発的に行う環境の保全や創造に関する事業や活動が促進されるよう、必要な支援を行います。

ア) 情報の提供

環境の保全と創造に関する様々な情報を、できるだけ多くの人が共有できるよう提供していきます。

イ) 地域づくり活動に対する補助

町民、町民団体及び事業者が取り組む環境保全と創造に関する地域づくり活動を奨励するため、補助金を交付します。

(2) 参加機会の確保

環境の保全と創造に関する施策を推進するにあたっては、町民、町民団体及び事業者がその意思を反映したり、直接に活動に参加できるようその機会を確保していきます。

(3) 意見の反映

町は、町民、町民団体及び事業者の環境に関する意見を環境の保全と創造に関する施策に反映させていきます。

ア) 環境審議会

町は、町民の代表からなる環境審議会を設置し、この環境基本計画策定後の見直しや進行状況を環境審議会に報告して意見を求めていきます。

イ) 頓別川河川整備

町は、自然環境に重大な永久を及ぼす可能性のある頓別川河川整備に関して町民の意見を反映できる機会を確保し、町民、河川管理者と三者で議論を重ねて適切な整備が行われるように最大限に配慮します。

ウ) その他の意見反映

頓別川河川整備への対応を基本に、自然環境を破壊するおそれがある事業や景観を阻害するような開発行為等その他の環境の保全と創造に関し町民が感心あるさまざまな事業や活動等に対しても、町民が意見を反映できる機会の確保に努めています。

第2節 情報収集と調査研究

町は、環境の保全と創造に関する情報の収集に努めるとともに、環境の保全と創造に関する活動を推進していくために必要な情報を積極的に提供します。

また、地域における自然環境等の特性をしっかりと把握するとともに、人々の生活や地球温暖化などの影響を適切に把握していくため、日頃から自然観察等を行うとともに資料の収集に努めています。また、必要な場合は適切に調査研究を行っていきます。

第3節 推進体制の整備等

町は、環境の保全と創造を総合的に推進するため、町の関係部署の連携と調整を図るための体制を整備し、必要な職員の研修を行っていきます。

(1) 町内推進体制

当面は自治会、環境衛生推進協議会等の既存の組織で連携し、環境の保全と創造のための活動を推進していきます。

(2) 庁内推進体制

庁内に推進体制を構築して、地球温暖化防止計画等の具体的に取り組むアクションプログラムを検討するとともに、各部署が連携して各事業を推進します。

第4節 計画の進行管理と見直し

計画の着実な推進を図るため、重点的に取り組む事項等を中心に、計画に基づく施策の進捗状況を定期的に点検、評価するとともに、必要に応じて適切に見直しを行います。

(1) 計画の進行管理

計画に基づく施策の進捗状況の点検・評価は、施策分野ごとに指標を定めて各施策ごとに目標の達成状況を把握し、課題を整理します。

点検・評価は、P D C Aサイクルの考え方に基づき、適切で効率的・効果的なものとなるよう行っていきます。

計画の進捗状況に関する点検・評価の結果は環境審議会に報告します。

(2) 計画の見直し

計画の進捗状況の点検、評価の結果を踏まえ、適宜、施策・取組の内容の見直しを行います。

見直しにあたっては、必ず環境審議会の意見を踏まえて行います。

第5節 行動計画

この環境基本計画を広く町民に理解して頂き、できることから確実に取り組んでいくこ

とが重要です。また、計画のなかでも特に重点的な課題については、確実に解決に向けた行動を起こしていく必要があります。

このため、環境基本条例や環境基本計画の内容や重点課題、それぞれの主体毎に取り組まなければならないことがわかりやすく伝わる「行動計画」を策定します。

第6節 その他計画の推進に必要な事項

(1) 環境影響評価

町は、環境基本条例及びこの環境基本計画を町内外に広く周知し、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者にも伝わるよう努めます。また、町としての環境影響評価に関する独自の制度についても検討し、事業者の当面は環境影響評価法や道条例の適切な遵守を促していきます。

事業者が法令や北海道の条例を遵守し必要な場合に環境影響評価を行うよう指導するとともに、それ以外の場合であっても、希少な自然環境に影響が及ぶ可能性がある場合は、同様にその事業による環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行うように指導します。

また、その結果に基づき、環境の保全について適正に配慮することを促し、必要な場合はその対策等について指導を行っていきます。

町は、環境影響評価で影響がないまたは少ないとして事業が実施された場合であっても、その事業の状況を把握し、そのうち環境に著しく影響を生じていると認められるものについては、その事業を行った事業者がその事業に係る影響について自ら適正に調査及び評価することを促していきます。

その結果に基づき、環境の保全について適正に配慮することが必要な場合は、指導を行っていきます。

(2) 規制の措置

町は、公害の原因となる行為、自然環境の保全に支障となる行為等環境の保全上の支障となる行為の把握に努めています。また、その結果必要があると認める場合は、法令等に基づき、規制を行っていきます。

また、規制までは及ばない場合であっても、環境の保全上の支障を防止するため必要と判断した場合は、指導、助言その他の必要な措置を講じていきます。

(3) 監視等の体制整備

町は、環境の状況を的確に把握するために必要な監視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めています。

(4) 事業者との協定の締結

事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るために必要と認めるときは、事業者との間で環境への負荷の低減に資する協定を締結します。